

# 津和野町社会福祉協議会

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人津和野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第11条及び第26条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員は、非常勤役員とする。
- (2) 評議員は、定款第7条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員には、日額報酬とし定款第11条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 3 会長及び副会長の報酬は年額報酬として支給し、その他理事、監事については業務実態により日額報酬を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 本会の評議員及び全理事の報酬総額は年間2,100,000円以内とする。

- 2 本会の全監事の報酬総額は200,000円以内とする。
- 3 本会の会長及び副会長の年間報酬額は別表1号により評議員会において定める額とする。
- 4 会長、副会長以外の理事の日額報酬は別記1により評議員会において定める額とする。
- 5 監事個々の報酬については別記3により評議員会において定める額とする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別記2により理事会において定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって会議場までの交通費として本会旅費支給規程により支払う。

- 2 評議員及び役員が業務執行に負担した費用については、これを請求にあった日から延

滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 会長及び副会長の年報酬は4・4半期の各末日の支払いとする。

2 その他の会長、副会長以外の役員及び評議員の報酬等及び旅費は、業務執行の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 年報酬は、本人の同意を得て指定する名義の金融機関口座へ振り込む事とする。

2 日額報酬については、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は平成29年4月1日から施行する。（令和2年3月26日追認する。）

(別表1号) 会長・副会長の報酬及び旅費

区 分	年報酬
会 長	720,000 円
副 会 長	480,000 円

旅費の支払い

※ 旅費は本会旅費支給規定に基づいて会場までの距離数×25 円/km支給する。

(別記1) 会長・副会長以外の理事の報酬及び旅費

会長、副会長以外の理事について、理事会出席の都度支払う

区 分	日額報酬
理 事	6,000 円

※ 旅費は本会旅費支給規定に基づいて会場までの距離数×25 円/km支給する。

(別記2) 評議員の報酬及び旅費

評議員会出席の都度支払う

区 分	日額報酬
評 議 員	6,000 円

※ 旅費は本会旅費支給規定に基づいて会場までの距離数×25 円/km支給する。

(別記3) 監事の報酬及び旅費

監事個々に評議員会及び理事会、監査会等職務に応じて支払う

区 分	日額報酬
監 事	6,000 円

※ 旅費は本会旅費支給規定に基づいて会場までの距離数×25 円/km支給する。